

中高年世代活躍応援プロジェクト千葉県協議会設置要領

1 趣旨

千葉労働局及び千葉県が、「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」（令和元年 12 月 23 日「就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議」決定。）に基づき設置した「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「千葉県 P F」という。）では、県内の関係機関及び団体を構成員として、いわゆる就職氷河期世代の方々への対応について、官民が協働して社会全体で支援に取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括し、令和 2 年度から令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において示された方針に基づき、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組んでいくとともに、千葉県 P F について、「中高年世代活躍応援プロジェクト千葉県協議会」（以下「千葉県協議会」という。）と名称を改める。

2 構成員

別表に掲げる機関・団体のおりとする。

なお、必要に応じ、市町村及びその他の関係機関・団体等の参画を求めることができる。

3 各構成員の役割

上記 2 に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

（1）行政機関

①千葉労働局

- ・千葉県協議会とりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

②千葉県（商工労働部）

- ・千葉県協議会とりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・市町村プラットフォーム（以下「市町村 P F」という。）との連絡調整（健康福祉部との連絡調整）
- ・各種支援策の周知広報

③千葉県（健康福祉部）

- ・市町村 P F との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町村 P F と連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知

- ・各種支援策の周知広報
- ・孤独・孤立対策の推進
- ④就労等支援機関（公共職業安定所、機構、県の就労等支援機関等）
 - ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
 - ・企業説明会・面接会の開催及び職場実習・体験の機会の確保
 - ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
 - ・職業訓練の充実
 - ・各種支援策の周知広報
 - ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案
- (2) 経済団体、労働団体、福祉関係団体、他の行政機関等
 - ・企業に対する、中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催及び職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
 - ・企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
 - ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
 - ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
 - ・イベント及び会報等による各種支援策等の周知広報
 - ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 千葉県協議会における取組事項

次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の中高年世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト対象者数推計表」を参考とする。

①不安定な就労状態にある者

- ・正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者等

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

- ・統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者等

③社会参加に向けた支援を必要とする者

- ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者等、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定

- ①上記(2)の支援対象者の取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、K P I (当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定する。
- ②目標達成に向けて、事業実施計画を策定する。なお、策定の際には、厚生労働省が示した「中高年世代応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針」を参考とする。
- ③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村 P F との連携

千葉県は、市町村 P F の事務局と連絡調整を図り、情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・県レベルの経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等)
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町村 P F の先進的な取組事例の把握及び周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議運営

- (1)千葉県協議会に座長を置き、千葉労働局職業安定部長をもって充てる。なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。
- (2)上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することができる。
- (3)上記4に掲げる事項に関して特に専門的な協議を行う必要がある時は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。
- (4)専門委員会の会議運営に関し必要な事項は、専門委員会を置く千葉県協議会とりまとめ事務局が当該会議に諮って定める。

6 秘密の保持

千葉県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則

本設置要領は、令和7年3月6日から施行する。

附則

本設置要領は、令和7年9月1日から施行する。

附則

本設置要領は、令和8年3月2日から施行する。

別表

中高年世代活躍応援プロジェクト千葉県協議会構成員

経済団体	一般社団法人千葉県経営者協会 一般社団法人千葉県商工会議所連合会 千葉県商工会連合会 千葉県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会千葉県連合会
支援機関・団体	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 ちば地域若者サポートステーション 公益財団法人千葉県産業振興センター ジョブカフェちば 特定非営利活動法人千葉県なの花会 千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク
地 域	千葉県市長会 千葉県町村会
行政機関	関東経済産業局 千葉県労働局 千葉県